

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日起休日は、  
当たる翌日)

## 鳥取県規則第十五号

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則(昭和三十九年十月鳥取県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

別表の第三条第一号から第五号までに掲げる事業の項及び第三条第九号に掲げる事業の項中「一千五百万円」の下に「(第二条第三号に掲げる者については、二千万円)」を加える。

### 附 則

この規則は、昭和四十九年四月一日から施行する。

### 目 次

◆規則 鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改

◆告示 木材業者及び製材業者の登録

国有財産の用途廃止

都市計画事業の事業計画の変更の認可(三件)

◆教委告示 教育委員会の招集

◆内水面漁場管理委告示 昭和四十九年度内水面共同漁業権増殖目標量

## 規則

## 告示

### 鳥取県告示第二百五号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例(昭和三十一年十二月鳥取県条例第三十四号)第六条第一項の規定に基づき、木材業者及び製材業者を次のとおり登録したので、同条例同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年三月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西邑

鳥取県総務部長 西邑 次

昭和四十九年三月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西邑

尾邑

次

木 材 業 者	登録番号	登録年月日	住 所	氏名又は法人その他の団体の名称及び代表者の氏名
鳥木第四九号	"	昭和四八年十月一七日	鳥取市幸町三一	有限会社マエタ木材 前田
五〇号	"	昭和四九年一月一七日	小西谷一五	竹内産業 竹内信
五一号	"	一八日	"	富安二丁目一五九
五二号	"	三一日	岩美郡福部村湯山七三	久本木材株式会社 久本憲行
五三号	"	"	鳥取市玄好町一〇六	橋本教雄 明郎
五四号	"	一月三〇日	八頭郡智頭町大内	森浪喜 昭行
八木第九四号	"	三一日	用瀬町鷹狩	前橋登志
九五号	"	一月三〇日	東伯郡泊村小浜七五六一三	伊藤有義
九六号	"	二月一四日	東郷町野方二〇一	坂浪喜 昭行
倉木第九七号	"	"	日野郡江府町江尾	森田
九八号	"	"	"	橋本 敦郎
日木第二七号	"	一月三〇日	"	伊藤義雄
二八号	"	二月一四日	"	坂浪喜 昭行
二九号	"	"	"	前橋登志
三〇号	"	一月三〇日	"	伊藤有義
三一號	"	日野町中石見	宇田電気木材工業所	森田
三二号	"	溝口町根雨原	奥田製材所	橋本
三三号	"	日南町多里二七〇	横原園	坂浪喜 昭行
茶屋一〇三二一二	"	"	生園	森田
谷口木材株式会社	谷口木材業	松	藤田	伊藤有義
長谷青	宇田	宇田	坂藤	坂浪喜 昭行
谷口戸原	奥田	奥田	藤田	前橋登志
寅光春季	朝吉善治	横原	庄田	伊藤有義
雄治之	朝吉善治	林	田	坂浪喜 昭行
雄治	人一清幸正	業	本庄	森田
雄治	雄治	所	藤田	橋本

製材業者

登録番号

登録年月日

住 所

久本木

材・株式会社

久

本

憲

明

鳥製第四四号

昭和四九年一月一八日

鳥取市富安二丁目一五九

宇

有

田

庄

吉

治

雄

人

收

取

志

行

登

志

行

八製第五三号

昭和四九年二月五日

西町二丁目一八

伊

藤

前

橋

登

志

行

志

行

志

行

志

行

志

行

八製第五四号

昭和四九年二月二一日

八頭郡智頭町智頭

玉

木

豊

治

治

治

治

治

治

治

治

治

治

治

治

八製第五五号

昭和四九年三〇日

大内

三吉

八製第五六号

昭和四九年三月一日

用瀬町鷹狩

八製第五七号

昭和四九年三月一日

日野郡溝口町溝口二三三

八製第五八号

昭和四九年三月一日

日南町中石見

八製第五九号

昭和四九年三月一日

江府町江尾

八製第六〇号

昭和四九年三月一日

溝口町根雨原

八製第六一號

昭和四九年三月一日

日南町茶屋二〇三二一一

八製第六二號

昭和四九年三月一日

八頭郡智頭町慶所

八製第六三號

昭和四九年三月一日

智頭

八製第六四號

昭和四九年三月一日

鳥取市富安二丁目九六

八製第六五號

昭和四九年三月一日

谷口木材株式会社

八製第六六號

昭和四九年三月一日

奥田製材所

八製第六七號

昭和四九年三月一日

宇田電気木材工業

八製第六八號

昭和四九年三月一日

宇田庄吉一人

八製第六九號

昭和四九年三月一日

宇田治雄

八製第六一〇號

昭和四九年三月一日

伊藤前橋

八製第六一一號

昭和四九年三月一日

藤前橋

八製第六一二號

昭和四九年三月一日

登志行人

八製第六一三號

昭和四九年三月一日

志行人

八製第六一四號

昭和四九年三月一日

志行人

八製第六一五號

昭和四九年三月一日

志行人

八製第六一六號

昭和四九年三月一日

志行人

八製第六一七號

昭和四九年三月一日

志行人

八製第六一八號

昭和四九年三月一日

志行人

八製第六一九號

昭和四九年三月一日

志行人

八製第六二〇號

昭和四九年三月一日

志行人

八製第六二一號

昭和四九年三月一日

志行人

八製第六二二號

昭和四九年三月一日

志行人

八製第六二三號

昭和四九年三月一日

志行人

八製第六二四號

昭和四九年三月一日

志行人

八製第六二五號

昭和四九年三月一日

志行人

八製第六二六號

昭和四九年三月一日

志行人

## 鳥取県告示第二百六号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年三月十九日から用途變更

止した。

昭和四十九年三月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 鳥

次

場 所	(面積)	用 途
米子市勝田町二三五番地先から同市勝田町二三〇番地先まで	一〇七・一〇〇	菌興椎茸協同組合
米子市博労町四丁目一二一一番地先から同市博労町四丁目一二二一番地先まで	一〇六・〇八	常河谷口光治修司

氏名又は法人その他の団体の名称及び代表者の氏名

久本木 材・株式会社 久本憲明

鳥取林産振興協同組合 寺谷英太郎

玉木豊治

藤前橋登志行

伊藤前橋登志行

宇田庄吉一人

宇田治雄

奥田朝清

青戸春之

河谷光治

常河谷口光治修司

奥田朝清

青戸春之

河谷光治

常河谷口光治修司

奥田朝清

青戸春之

河谷光治

常河谷口光治修司

奥田朝清

## 鳥取県告示第二百七号

東伯郡羽合町大字光吉字南津、字浅津、字鍵田、字長ヶ坪及び字六  
反ヶ坪地内

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更の認可をしたので、同法同条第二項に付いて準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年三月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

昭和四十九年三月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

羽合町

二 都市計画事業の種類及び名称

羽合都市計画道路事業二一二一温泉湖岸線及び二一三一久留東郷

湖線

三 事業施行期間

(一) 二十二一温泉湖岸線

昭和四十年十二月二十九日から昭和五十四年三月三十一日まで

(二) 二十三一久留東郷湖線

昭和四十年十一月二十九日から昭和五十四年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 二二二一温泉湖岸線

東伯郡羽合町大字上浅津字宮ノ本、字二ノ宮ノ本、字石指、字二ノ

雨龍土、字堂ノ本、字二ノ屋敷、字中島及び字二ノ中島、大字下浅津  
字上大坪、字下大坪、字船寄及び字鍛冶屋並びに大字光吉字南津地内

(二) 二十三一久留東郷湖線

三 施行地区

変更後	変更前
昭和四十八年二月十六日から昭和四十九年三月三十日	十一月まで
一日まで	昭和四八年二月十六日から昭和五十一年三月三十日

四 土地区画整理事業の名称

八頭郡智頭町大字智頭字段ハナ、字段、字中段、字下モ段、字ダン山  
及び字下ダン山の各一部

変更後	変更前
昭和四十七年十月二十七日から昭和五十一年三月三十日まで	昭和四十七年十月二十七日から昭和四十九年三月三十日まで

- 智頭団地土地画整理事業  
事務所の所在地  
鳥取市東町一丁目三百十九番地  
施行認可の年月日  
昭和四十八年二月十六日  
変更認可の年月日  
昭和四十九年三月十五日  
昭和四十九年三月十五日

鳥取県告示第二百九号  
土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十条第一項の規定に基づき、末恒団地第一土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年三月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

- 一 施行者の名称  
鳥取県住宅供給公社  
二 事業施行期間

鳥取県告示第二百十号 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十条第一項の規定に基づき、末恒団地第三土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。	三 施行地区 鳥取市三津字西傍示ノ壱、字西傍示ノ武、字鳥打場ノ二、字東沢一及び字山崎並びに伏野字焼山ノ一、字河原ノ二、字内河原、字深沢、字清水谷及び字沖田ノ一の各一部
一 施行者の名称 鳥取県住宅供給公社 二 事業施行期間 昭和四十九年三月十九日	五 事務所の所在地 鳥取市東町一丁目三百十九番地 六 施行認可の年月日 昭和四十七年十月二十七日 七 変更認可の年月日 昭和四十九年三月十五日 昭和四十九年三月十五日

鳥取県告示第二百十号 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十条第一項の規定に基づき、末恒団地第三土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。	一 施行者の名称 鳥取県知事職務代理者 二 事業施行期間 昭和四十九年三月十九日
一 施行者の名称 鳥取県住宅供給公社	鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

## 二 事業施行期間

## 第一工区

変更前	昭和四十八年七月二十四日から昭和四十九年三月三十一日まで
変更後	昭和四十八年七月二十四日から昭和五十年三月三十一日まで

## 教育委員会告示

## 鳥取県教育委員会告示第四号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十九年三月十九日

鳥取県教育委員会委員長 藤間忠顕

- 一 日時 昭和四十九年三月二十三日 午前十時十五分  
 二 場所 鳥取市末広温泉町 白兎荘  
 三 議題 (1) 公立学校教職員人事について  
 (2) その他

第二工区  
 昭和四十八年七月二十四日から昭和五十一年三月三十一日まで  
 施行地区

## 第一工区

鳥取市三津字入江及び字赤瀬の各一部

## 第二工区

鳥取市三津字狭間戸ノ式、字赤瀬、字石原、字三石、字入江、字番

## 第三工区

土地区画整理事業の名称

## 未恒団地第三土地区画整理事業

## 内水面漁場管理委員会告示

## 鳥取県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十六号）第六十七条第一項及び第一百三十条第四項の規定に基づき、昭和四十九年度における内水面共同漁業権者に係る目標増殖量を定めたので、次のとおり告示する。

昭和四十九年三月十九日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 千代西尾泰章

昭和四十九年三月十五日

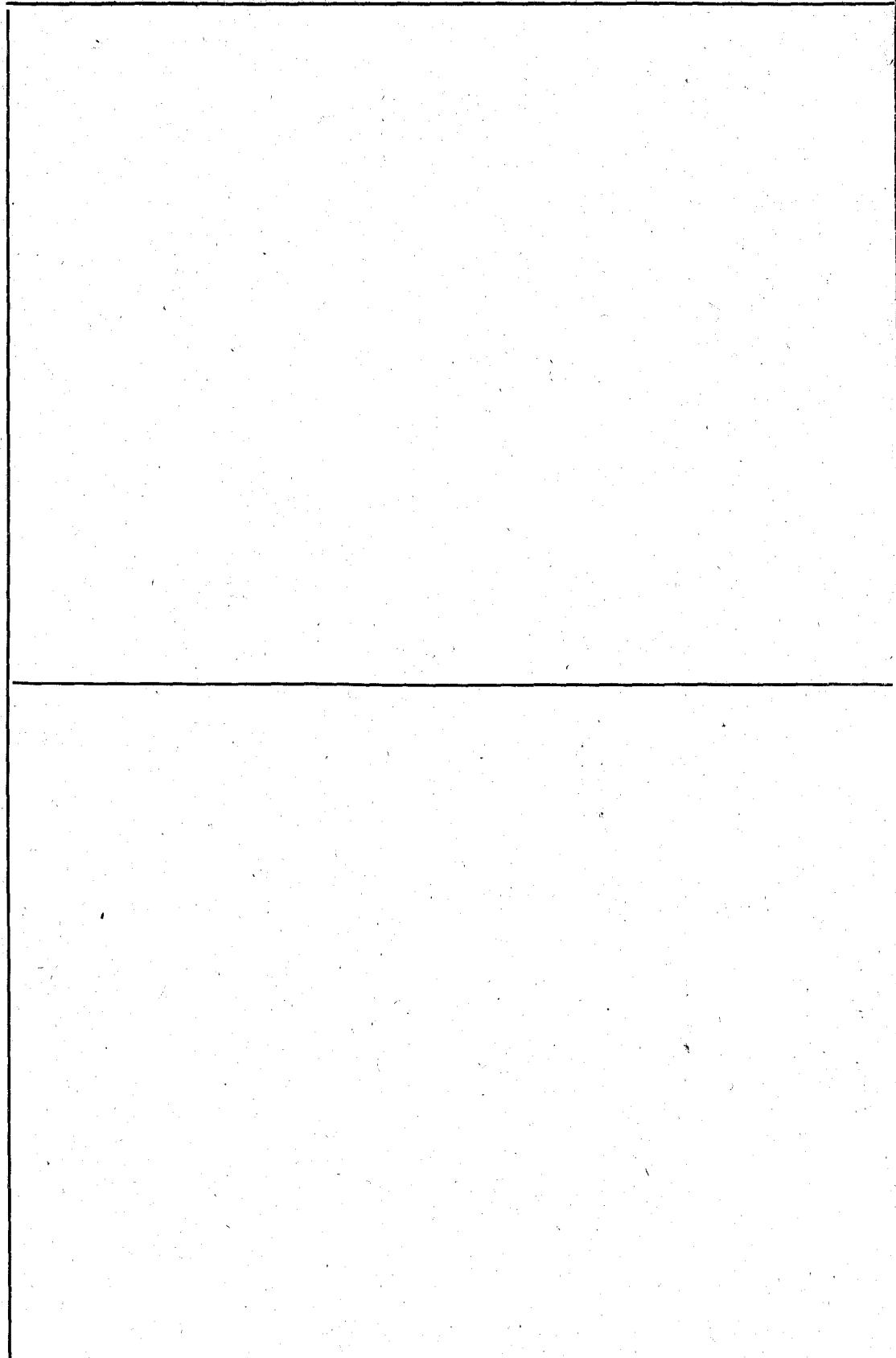
## 昭和四十九年度内水面共同漁業権増殖目標量

免許番号	漁業権者	河川	魚	種	別
内共第一号	千代川漁業組合	湖沼別 (キログラム)	にじます (千尾)	やまめ (平方メートル)	はな (千粒)
内共第二号	天神川漁業組合	内共第三号	千代川	一、五〇〇	うぐいす (千粒)
内共第四号	日野川水系漁業協同組合	内共第五号	天神川	七〇〇	八
東郷湖漁業協同組合	湖山池漁業協同組合	東郷湖	日野川	一、二〇〇	一〇
				六	一、〇〇〇
				八	五、〇〇〇
				八〇〇	二
				四、〇〇〇	四
				四〇	一、〇〇〇
				一、〇〇	一、〇〇〇
				六〇	六〇
				八、〇〇〇	二五、〇〇〇
				一・五	閉口作業六

## 備考

一　こい種苗の規格は、十センチメートル以上のものとする（千代川、天神川及び日野川に限る。）。

二　にじます種苗の規格は、十センチメートル以上のものとする。



## 鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方および新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月300円。郵送料を含む。）を添えて3月20日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

# 鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月から昭和 年 月まで、鳥取県公報を 部購

読したいので、購読料金 円を添えて申し込みます。

昭和 年 月 日

住所

氏名

(団体の場合、団体名  
及び代表者名)

鳥取県知事職務代理者  
鳥取県総務部長 西 尾 邑 次 殿